

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジーエヌアイグループ		コード	2160
提出日	3/14/2022	異動(予定)日	3/25/2022	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に取締役選任議案が付議され、新たに社外取締役を独立役員に指定するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	指輪 英明	社外取締役	○														○		有	
2	鈴木 勲一郎	社外取締役	○	△														○	新任	有
3	巖 浩	社外取締役	○								△								新任	有
4																				
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		指輪英明氏は国内外の大手証券会社や複数企業での要職を歴任した経験から、企業経営に関して豊富な実務経験と専門知識を有しています。これらが当社の健全な経営と今後の事業の発展に資するため、社外役員に選任いたしました。また、上記a~lの何れにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため独立役員として指定いたしました。
2	鈴木勲一郎氏は、2002年3月から2003年12月まで当社設立時の親会社であった米国Gene Networks, Inc.のCFOを勤め、2005年5月当社が上海ジェノミクス有限公司に出資した時点から上海ジェノミクスの董事、2007年7月から2007年10月まで上海ジェノミクスの董事長、2007年10月から当社専務取締役CFO、2007年12月から当社代表取締役社長兼CFO、2008年8月から当社代表取締役、2009年6月から2011年3月まで当社取締役、2011年4月から2012年3月まで当社顧問を務めました。それ以後、2021年3月当社社外取締役に就任するまで、当社事業とは離れておりました。また、鈴木勲一郎氏には2021年3月当社社外取締役就任から本年3月末まで当社の経営全般に関するコンサルティング業務を委託しておりますが、その金額は1000万円未満であり、かつ2022年3月末で委託契約が終了するため、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。	鈴木勲一郎氏は、シンクタンクでの企業調査職を経た後、創成期から上場後まで当社の経営に携わっており、また、その後は大学で経営学の教授を務め、企業経営における豊富な実務経験と専門知識を有しています。それらが当社の健全な経営と今後の事業の発展に資するため、社外役員に選任いたしました。また、上記b~l及びk~lの何れにも該当せず、aの該当状況についても、左記の通り過去10年当社の事業とは離れており、また、jの該当状況においても、契約金額が小さく契約期間も今月末で終了するため、今後は一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立性を有していると考え、独立役員として指定いたしました。
3	巖浩氏は、2017年6月30日に「持分法適用関連会社の異動(持分譲渡)及びGNI-EPS(HONG KONG) HOLDINGS LIMITEDの株式の取得に関するお知らせ」にて開示した取引の相手方である「EPS益新株式会社」の代表取締役社長でした。(2013年10月から2018年9月まで、その後代表取締役会長2021年12月まで)。それ以後、当人もEPS益新株式会社とも、当社事業とは離れておりました。	巖浩氏は、現EPSホールディングス株式会社の前身の創業者であり、30年以上代表取締役として同社の発展を率いました。これらの企業経営に関する豊富な実務経験が当社の健全な経営と今後の事業の発展に資するため、社外役員に選任いたしました。また、上記a~f及びh~lの何れにも該当せず、gの該当状況についても、左記の通り過去5年近く当社の事業とは離れていたため、同氏の今後の独立性に影響を与えるものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため独立役員として指定いたしました。
4		
5		

4. 補足説明

2021年3月に社外取締役として鈴木勲一郎氏が就任しておりましたが、その旨の届出を失念しておりました。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。